⑭　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑮　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。
⑯　関連情報を入手するための照会窓口　上記4⑴に同じ。
⑰　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記2⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑱　予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
⑲　一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
⑳　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsuo Yamamoto, Director General, South Kanto Defense Bureau, MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Civil engineering work of Degaussing Facilities, Yokosuka (JFY 2013).
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 17 : 00, July 10, 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00, September 3, 2013 (bidding of paper tenders : 12 : 00, September 3, 2013 or Time-limit for the receipt of tenders by mail : 12 : 00, September 3, 2013)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, South Kanto Defense Bureau, MOD, 5―57 Kitanaka-dori, Naka-ku, Yokohama-shi 〒231―0003, TEL 045―211－7143

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年6月21日
支出負担行為担当官
東北防衛局長　中村　吉利
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　04

○第３号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　松島㉕格納庫新設建築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　宮城県東松島市
⑷　工事内容　以下に掲げる工事を行う。
・格納庫（Ｓ－１／ＲＣ－２約7,900㎡）新設
・自転車置場（Ｓ－１約40㎡）新設
・カート庫（Ｓ－１約170㎡）新設
・詳細図等作成業務一式
（格納庫（Ｓ造部分）の鉄骨架溝（大扉を含む）並びにこれに附帯する仮設（建て方重機・足場等）、土工事、地業工事、基礎工事及び塗装工事は設計・施工一括発注方式。その他の部分は標準図等活用方式）
⑸　工期　平成28年２月29日まで
⑹　使用する主要な資機材　鉄筋　約760ｔ、コンクリート　約7,200㎥、鉄骨　約900ｔ、ガラス　約400㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。
また、総価契約単価合意方式の試行に当たっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。
⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑾　本工事は、基本的な要求性能等に基づき、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式を採用することから、所要の競争参加資格を有しているほか、提出された設計提案書（以下「提案書」という。）が適性と認められた者に参加資格を与える。
⑿　本工事は、⑾の提案書の審査において、差替及び追加資料が必要となった場合は、その機会を与える。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年６月21日付東北防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から松島㉕格納庫新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
⑷　平成10年４月１日から公告日までに、建築一式工事の元請けとして、鉄骨造でスパン50ｍ以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。
イ　平成10年４月１日から公告日までに、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。